



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- ふ化業者の登録（畜産課）…………… 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 1

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古病院）…………… 2

告 示

沖縄県告示第396号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。
令和元年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 登録番号 沖縄R1-2号
- 2 登録年月日 令和元年10月15日
- 3 登録業者の名称及び住所 合資会社琉球孵卵場 中城村字津覇210番地4
- 4 ふ化場の名称及び所在地 合資会社琉球孵卵場 中城村字津覇210番地4

沖縄県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、谷川地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年11月6日から同年12月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊平屋村役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のと

おり縦覧に供する。

令和元年11月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜8番地5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 支配人 奈良利秀
- 3 法第8条第1項の規定による北谷町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和元年11月5日から同年12月5日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

病 院 事 業 局 事 項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年11月5日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 新麻酔記録システムG A I A 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里427番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年8月30日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本光電工業株式会社九州支店医療圏営業二部 熊本県熊本市南区田迎2丁目10番1号
- 5 契約金額 34,020,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

<p>発 行 所</p> <p>沖 縄 県 総 務 部</p> <p>総務私学課</p> <p>電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所</p> <p>沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）</p> <p>〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--